

令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計予算事故繰越し繰
越計算報告について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 2 項ただし書の規定により、令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書を別紙のとおり調製したので、同条第 3 項の規定により報告する。

令和 4 年 5 月 25 日提出

鹿沼市長 佐藤 信

令和3年度鹿沼市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越し額

(単位：円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る要する資産限度	繰越額を卸入購入の購入年度	説明
						国庫補助金	企業債	損益勘定等 留保資金等				
1	1	ポンプ場管理費	17,145,700	0	17,145,700	0	0	17,145,700	0	0		汚水ポンプ修繕の年度内完了が困難となったため、繰り越したものである。